**紀北町空き家バンク登録確認書**

空き家バンクへの登録には、下記の項目すべてを満たす必要があります。

各項目の内容を確認し、該当する項目の□にチェックを入れてください。

|  |  |
| --- | --- |
| チェック | 確認事項 |
| □ | 「空き家情報登録制度設置要綱」をよく読み、制度について理解した。 |
| □ | 申請者と空き家（建物・土地）の登記上の所有者は同一である。 |
| □ | 建物・土地が、不動産の利用を目的とする権利（借地権、借家権）や不動産を債権の担保とする権利（抵当権、根抵当権）の対象となっていない。 |
| □ | 居住を目的として建築している建物である。  （店舗、倉庫、工場等は不可であるが、住宅に付随したものであれば可。） |
| □ | 建物に著しい損傷はなく、良好な管理状態である。  （住める状態か。雨漏り、屋根、壁、床に著しい損傷やシロアリ被害等ないか。） |
| □ | 空き家バンク登録後も空き家の維持管理を継続して行う。  （物件の管理責任が紀北町や仲介業者に移ることはありません。） |
| □ | 紀北町が指定する仲介業者（宅地建物取引業者）へ、物件調査・契約交渉等について仲介を依頼すること、情報を提供すること、また、仲介業者間で情報を共有することへ同意する。 |
| □ | 契約が成立した場合、宅地建物取引業の規定による仲介手数料が必要になることについて把握している。（空き家バンク登録自体は無料） |
| □ | 登録期限内に成約しなければ、登録内容に仲介業者の意見を反映させることに同意する。（売却・賃貸希望価格の取下げを依頼する場合があります。） |
| □ | 空き家情報を紀北町ホームページでの掲載のほか、移住定住に関する三重県のホームページでの掲載や移住相談会などで紹介することについて同意する。（内容は紀北町ホームページと同じ。） |

* すべての項目に当てはまる場合であっても、住宅調査の結果により空き家バンクとしての活用が難しいと判断される場合は、登録をお断りすることがあります。

　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

担当者確認事項　※申請者による記入は不要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 残存する動産類 | | 土地の登記地目 |
| □あり　　□空き家登録者が処分  □なし　　□買受人が処分 | 〈動産類種類〉 | □農地以外  □農地 |